

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
地方創生・質の高い暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

⑦国が示す施設規模算定基礎数値の上限値について

環循適発第 2409052 号
令和 6 年 9 月 5 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物処理施設に関しては、平成初期の頃のダイオキシン類対策の際に集中的に更新が行われ、その当時更新した施設が老朽化し更新期を迎えるなど、現在、全国的に更新需要が増大している。これに伴い、地方自治体の一般廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後、更なる増加が見込まれている。こうした状況を踏まえ、今後の新たな施設整備にあたっては、ごみ処理量の減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が必要となることから、令和 6 年 3 月 29 日付環循適発第 24032920 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「整備規模通知」という。）の中で、令和 10 年度以降に新たに着工する循環型社会形成推進交付金等の交付対象となる事業について、一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定の基本的な考え方を明記したところである。

整備規模通知において計画 1 人 1 日平均排出量に関し、「令和 10 年度以降に新たに着工する事業は計画 1 人 1 日平均排出量について、一定の考え方にに基づき上限値を設定する」としていたところ、今般、令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、この上限値の設定について定め、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき事業を実施する民間事業者）（以下「市町村等」という。）に対して周

知願いたい。

記

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量の上限值の設定について

(1) 計画 1 人 1 日平均排出量について

計画 1 人 1 日平均排出量は、一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物を対象とする。

(2) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值について

令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画における、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標」において、1 人 1 日当たりごみ焼却量の令和 12 年度（2030 年度）目標を令和 2 年度（2020 年度）比で 16%減の約 580g としていることを踏まえ、それぞれの市町村等における令和 2 年度（2020 年度）の実績に対して 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方の数値を上限值として設定することとする。

なお、複数の市町村等で施設整備をする場合については、構成市町村の想定人口で加重平均した計画 1 人 1 日平均排出量が対象となる。

(3) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值の適用について

生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合^{※1}（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、（2）で定める上限値を適用しないものとする。また、令和 7 年度（2025 年度）以前において、平成 24 年度（2012 年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量）又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している場合についても、（2）で定める上限値を適用しない^{※2}。

※1 複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合。

※2 令和 7 年度以前において、平成 24 年度に対して排出量又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している条件の適用は令和 12 年度（2030 年度）着工までの施設に限るものとする。

(4) 計画 1 人 1 日平均排出量の実績について

整備規模通知において、ごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、「当該施設における処理対象となるごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、当該施設で処理を対象とするごみにおける、原則直近の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績を基礎とし」と

されていることを踏まえ、計画1人1日平均排出量の上限値を算出するための令和2年度（2020年度）の実績については、一般廃棄物処理事業実態調査（令和2年度）にて報告のあった処理施設別ごみ搬入量の状況（令和2年度実績）の焼却施設における搬入量を計画収集人口で除した数値とする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

（5）その他

観光地等で、1人1日平均排出量が増加傾向にあるなど、計画1人1日平均排出量の上限値を達成することが困難な理由が存在する場合については、例えば排出量の現状及び将来予測や観光客の見通し、ごみ排出削減施策及び施策導入により見込まれる効果などについて、公開情報等をもとに理由書を作成し協議することが可能である。

本通知に定める内容については、ごみ処理を取り巻く社会状況の変化、循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(参考) 計画1人1日平均排出量の上限值算出に用いる令和2年度実績の具体的な算出方法

(1) 以下のHPより市町村集計結果(ごみ処理状況)をダウンロードする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

(2) ダウンロードしたエクセルファイルの「施設区分別搬入量内訳」シートにおける焼却施設の欄の数字を「ごみ処理概要」シートにおける計画収集人口と年間日数で除した数値となる。

(3) 令和2年度(2020年度)の実績を用いて全国平均を算出すると、約689gとなる。

$31,885,761(t) \times 1,000 \times 1,000 / (365(\text{日}) \times 126,733,121(\text{人})) = 689.3(\text{g}/\text{人} \cdot \text{日})$